

公立大学法人宮崎公立大学職員懲戒規程

平成19年4月1日
規程第64号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学(以下「法人」という。)の職員(宮崎市から、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び公益的法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例(平成14年宮崎市条例第7号)の規定に基づき法人に派遣される職員を除く。以下「職員」という。)の懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 懲戒は、職員に、別紙様式による辞令及び処分説明書(以下「辞令等」という。)を交付して行う。

2 前項の辞令等の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに辞令等の交付があったものとみなす。

(減給の方法)

第3条 減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日(効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日)に減給分を差し引くこととする。

2 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(期間の計算)

第4条 停職の期間の計算は、暦日計算による。

2 前項の期間の起算は、処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

(調査の依頼)

第5条 理事長は、職員について、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則(平成19年規程第2号)第83条第1項各号に定める懲戒の事由(本条において「懲戒事由」という。)のいずれかが存在すると思料する場合には、その都度、管理職員などで構成する懲戒調査委員会を設け、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行わせるものとする。ただし、公立大学法人宮崎公立大学ハラスメントの防止・対策に関する規程(以下「ハラスメントの防止・対策に関する規程」という。)第4条第1号に規定するハラスメント(以下「ハラスメント」という。)に係る事案については、同規程第9条第1項の規定に基づき設置されるハラスメント防止・対策委員会(以下「ハラスメント防止・対策委員会」という。)に、宮崎公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程(以下「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」という。)第2条第1号に規定する研究活動上の不正行為(以下「研究活動上の不正行為」という。)に係る事案については、同規程第4条第1項に規定する統括管理責任者に懲戒事由に係る事実の調査を行わせるものとする。

2 管理職員は、職員について、懲戒事由のいずれかが存在すると思料する場合には、前項の懲戒調査委員会の設置を理事長に申し出ることができる。この場合には、理事長は、前項の懲戒調査委員会を設け、当該懲戒事由にかかる事実の調査を行わせることができる。

3 前2項の定めにかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合には、理事長は、懲戒調査委員会による調査を経ることなく、次条第3項の審査を直ちに付議することができる。

4 ハラスメントに係る事案についての前項の規定の適用については、同項中「懲戒調査委員会」とあるのは「ハラスメント防止・対策委員会」とする。

5 第1項の規定により研究活動上の不正行為に係る事案について統括管理責任者が調査を行うときは、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程の規定に基づく調査を行うものとする。

6 研究活動上の不正行為に係る事案についての第3項の規定の適用については、同項中「懲戒調査委員会」とあるのは「統括管理責任者」とする。

(審査の付議)

第6条 前条第1項又は第2項の調査を行った懲戒調査委員会は、遅滞なくその結果を理事長に報告しなければならない。

2 ハラスメントに係る事案についての前項の規定の適用については、同項中「懲戒調査委員会」とあるのは「ハラスメント防止・対策委員会」とする。

3 研究活動上の不正行為に係る事案についての第1項の規定の適用は、同項中「懲戒調査委員会」とあるのは「統括管理責任者」とする。

4 理事長は、第1項の規定により報告を受けた調査の結果に基づき、当該職員に対して懲戒処分を行うことが適当であると思料する場合には、経営審議会の委員(定款第18条第2項第1号及び第4号に掲げる者を除く。)及び教育研究審議会の委員(定款第21条第2項第6号に掲げる者を除く。)で構成する懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設け、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。

5 前項の付議を受けた場合、委員会は、速やかに審査を開始するものとする。

6 理事長は、必要に応じ、委員会に弁護士等の学外有識者を加えることができる。

(弁明の機会の付与)

第7条 委員会は、前条第5項の審査に際して、調査の対象となる職員に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(参考人の招致)

第8条 委員会は、第6条第5項の審査に際して必要があると認める場合は、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

(委員会による決定及び報告)

第9条 委員会は、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を決定する。

2 前項の決定を行うにあたっては、構成員の3分の2以上が出席していなければならない。

3 第1項の決定は、出席した構成員の過半数の賛成によって行う。

4 委員会は、第1項に定める決定をした場合には、遅滞なく役員会に付議しなければならない。

(懲戒処分の発令)

第10条 理事長は、職員について、役員会で懲戒処分の内容が決定された場合には、当該内容に基づいて、当該職員に対する辞令等を交付する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、役員会に準用するものとする。

(懲戒処分の公表)

第11条 懲戒処分を行った場合は、業務の透明性を確保するとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資するため、当該事案及び処分についての概要等を公表するものとする。

2 前項の公表を行う場合の基準については、別に定める。

(不服申立て)

第12条 懲戒処分を受けた者は、その処分における懲戒の種類及び程度に不服があるとき(ただし、懲戒処分対象行為の有無に不服があるときを除く。)は、理事長に対して不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ての手續き等に関して必要な事項は、別に定める。

(派遣職員の懲戒)

第13条 宮崎市から、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び公益的法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例(平成14年宮崎市条例第7号)の規定に基づき法人に派遣される職員の懲戒については、宮崎市職員の派遣に関する協定書の規定による。

(雑則)

第14条 この規程のほか、職員の懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行日前の行為に対する経過措置)

2 この規程の施行日の前日以前における職員の行為が、就業規則第83条第1項各号に定める懲戒の事由に該当するときは、当該行為に対して就業規則第84条第1項に定める種類に応じた懲戒に処することができる。

(施行日前の懲戒の効果に関する経過措置)

3 この規程の施行日の前日以前において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分とされた者で、その処分の種類及び程度(以下「種類等」という。)の効果が施行日以降においてもおよぶ懲戒処分とされたものについては、当該処分の種類等を就業規則第84条第1項に定める懲戒の種類とみなし、特に発令がされない限り、なお、従前の懲戒処分の種類等の効力を維持するものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月8日から施行し、改正後の公立大学法人宮崎公立大学職員懲戒規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式(第2条関係)

辞 令

(身分名)

(氏名)

(処分の内容)

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学

理事長 ○○ ○○

処分説明書

処 分 説 明 書

1 処分者

職 名

氏 名

2 被処分者

氏 名

所 属

職 名

3 処分の時期

4 処分の根拠

5 処分の種類

6 処分の理由

(教示)